

ま ち 未 来 通 信

2003

第2号

平成15年6月13日発行

自然豊かな
新しいまちづくり



永源寺町神崎川渓谷より

1市4町が合併重点支援地域の指定を申請!!

去る5月15日に1市4町による任意の合併協議会を立ち上げ、7月に法定協議会へ移行する予定で、現在合併協議が進められています。この合併への取り組みを住民、行政、議会が一体となって、より着実・強力に推進し、合併の実現を目指すため、滋賀県知事から合併重点支援地域の指定を受けるよう、このたび申請を行いました。

なお、蒲生町については、5月中旬に枠組みへの参加の有無を判断する予定で取り組んでおりましたが、その結論が出されなかったため、今後は1市4町で合併協議を進めていくことになり、このたびの1市4町での申請となりました。

合併重点支援地域とは...

都道府県内の各地域の中で、合併に向けた検討や取り組みが一定のレベルに達した地域について、知事が関係市町の意見を聴いて地域指定を行い、国や県の合併推進に関する諸々の支援策を重点的に実施することで、当該地域におけるその後の取り組みや検討を支援し、着実なレベルアップを図ろうとするものです。



第2回協議会の様子

県内の指定状況

H13.12.25	甲賀地域合併協議会 (水口町/土山町/甲賀町/甲南町/信楽町)
H14. 5.28	彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会 (彦根市/豊郷町/甲良町/多賀町)
"	石部・甲西合併協議会 (石部町/甲西町)
H14. 9. 3	湖北地域合併任意協議会 (長浜市/近江町/浅井町/虎姫町/湖北町/びわ町/高月町/木之本町/余呉町/西浅井町)
H14.11. 5	高島地域合併協議会 (マキノ町/今津町/安曇川町/高島町/新旭町)
H14.12. 3	中主町・野洲町合併協議会 (中主町/野洲町)

東近江1市4町合併の変遷

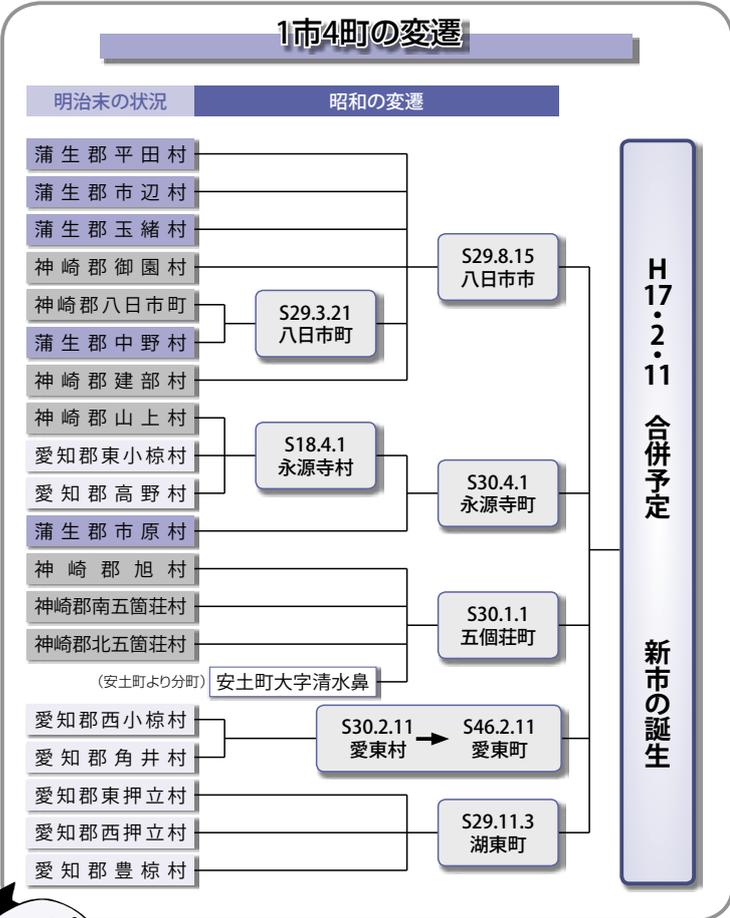
平成17年2月11日の新市発足を目指し、1市4町が合併に向けて協議を進めていますが、「い」では明治の大合併以降の町村合併の変遷を振り返ってみましょう。

◆明治の大合併

滋賀県の市町村は、明治22年の市制町村制施行以前には、六七五町村ありましたが、自治独立できるものは極めて少ない状態でした。そこで町村の標準的な規模を300戸から500戸程度と設定し、内務大臣訓令により全国一律の基準で町村合併が断行され、その結果、町村の数は195町村に減少しました。これが「明治の大合併」です。

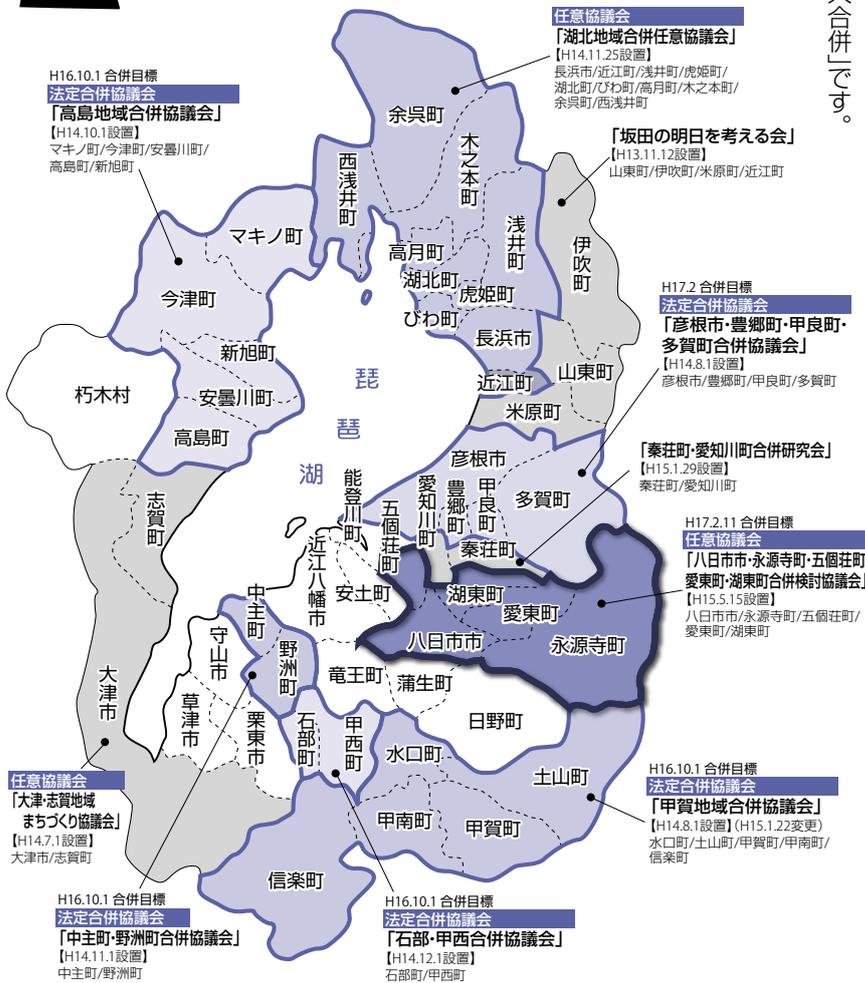
◆昭和の大合併

明治の大合併後も、合併により町村の数は緩やかに減少し続けましたが、昭和28年に町村合併促進法が施行され、新制中学の運営や、消防、保健衛生などの事務を円滑に処理できるような市町村を目指し、全国一律に人口八、〇〇〇人を標準として町村の合併が進められました。さらに、昭和31年に新市町村建設促進法が施行され、昭和33年には県内53市町村となりました。これが「昭和の大合併」です。



滋賀県内の取り組み状況

平成15年(2003年)5月15日現在



◆そして平成の大合併

地方分権の時代を迎え、今後の行政運営を考えると、足腰の強い自治体を作ることが重要であり、全国各地で合併の取り組みが進められています。

5月15日現在、県内の市町村は8市41町1村。平成17年3月31日の「市町村の合併の特例に関する法律」の期限内での合併を目指し、すでに合併目標期日や新市の名称、新市役所の位置等が確認されているところもあり、今後も合併の本格的な議論が展開される模様です。

協議会等の設置状況

	全 国	県 内
法定協議会設置数	296 (1,218市町村)	5 (18市町)
任意協議会設置数	167 (648市町村)	3 (17市町)
研究会等	240 (665市町村)	2 (6町)
合計構成市町村数	2,531市町村 (全国市町村数は3,190)	40市町(重複あり) (県内市町村数は50)

平成15年4月1日時点、以降の設置予定数含む



第2回任意協議会の報告

協議された事項



協議第11号

合併の方式について

新設(対等)合併とすることが決まりました。

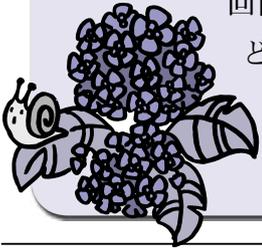
合併の方式は、新設と編入の2つの方式があります。生活圏や経済圏を同じくする1市4町が対等の立場で新しいまちづくりを進める「新設合併」とすることが決定されました。

協議第12号

合併の期日について

平成17年(2005年)2月11日を目標とすることが決まりました。

5月29日(木)、永源寺町ふるさと文化体験学習館において、第2回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会が開催され、第1回協議会で提案された合併の方式などの3つの議案が審議されました。また、第3回協議会で協議する事項について提案説明されました。



協議第13号

新市の名称について

既存の名称を使用することで、合併協議が難航する例が全国でも多く見受けられることから、「既存の名称を使わない」とが決定されました。

新市へ愛着を持ってもらいやすくするため、「住民からの公募を行う」ことが決定されました。

新市の名称は、住民の皆さんの関心も非常に高く、また先進事例から大変多くの応募が予想されることから、スムーズに選考を進めるため、「小委員会を設置し、候補名称の選定等を行う」ことが決定され、この小委員会の設置規程と10名の委員を決定しました。



法定協議会 ってなあ～に……

合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすものですから、関係市町の合意のもと、それぞれの議会の議決を経て、法定の協議会が設置され協議が進められます。

協議会では、住民の皆さんの意見を反映しながら、大きく分けて2つのことについて協議することとなります。

一つは、合併後の新市の存立に関する基本的な事項(例えば新市の名称や事務所の位置・財産等の取扱い・町名の取扱いなど)や、各種事務事業に関する事項(例えば福祉事業・上下水道事業・教育事業などの取扱い)を調整、協議します。

もう一つは、合併後のまちづくりについて、将来像やまちづくり方針、方策などを協議します。



提案された事項



協議第14号

新市の事務所(市役所)の位置について

新市の庁舎は新設せず、既存の庁舎のいずれかを新市の事務所(市役所)とする。なお、新市の事務所以外の各庁舎は支所とする。また、現在の支所は出張所とすることが提案されました。

協議第15号

一般職の職員の身分の取扱いについて

法令に基づき、現在の各市町職員は、すべて新市の職員として引き継ぐことが提案されました。

協議第16号

特別職の身分の取扱いについて

現在の各市町の特別職は、法令に基づき、合併の日の前日に全員失職する。

新市の市長、助役等の常勤特別職は、新たに選任する。また教育委員会や選挙管理委員会、公平委員会等の行政委員会の特別職は、法令等の定めるところに従い選任する。

審議会や委員会等の付属機関及びその他の特別職については、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、新たに選任する。
以上のとおり提案されました。



●合併協定項目の協議状況

項目	提案	協議	決定
1 合併の方式	○	○	○
2 合併の期日	○	○	○
3 新市の名称	○	○	
4 新市の事務所(市役所)の位置	○		
5 議会の議員の定数及び任期の取扱い			
6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			
7 一般職の職員の身分の取扱い	○		
8 特別職の身分の取扱い	○		
9 財産及び債務の取扱い			
10 地方税の取扱い			
11 町名、字名の取扱い			
12 慣行の取扱い			
13 一部事務組合等の取扱い			
14 条例、規則等の取扱い			
15 組織及び事務機構の取扱い			
16 公共的団体等の取扱い			
17 使用料、手数料等の取扱い			
18 補助金、交付金等の取扱い			
19 各種事務事業の取扱い			
1 消防防災関係事業			
2 電算システム事業			
3 交通政策事業			
4 広報広聴関係事業			
5 姉妹都市、国際交流事業			
6 コミュニティ施策			
7 人権対策関係事業			
8 生活環境事業			
9 上・下水道事業			
10 高齢者福祉事業			
11 介護保険事業			
12 障害者福祉事業			
13 児童福祉事業			
14 病院(診療所)関係事業			
15 生活保護事業			
16 国民健康保険事業			
17 保健衛生事業			
18 建設関係事業			
19 都市計画関係事業			
20 農林水産関係事業			
21 商工・観光・労政関係事業			
22 学校教育事業			
23 社会教育事業			
24 その他協議が必要な事業			
20 新市まちづくり計画			

○創刊号は都合により新聞折り込みとなりましたが、第2号からは自治会配布により2か月に1度の予定で情報をお届けいたします。

●第3回協議会開催のお知らせ

日時:平成15年6月26日(木) 午後2時から
場所:永源寺町地域産業振興会館
傍聴:定員40名(予定)



●第4回協議会開催のお知らせ

日時:平成15年7月31日(木) 午後2時から
場所:五個荘町てんびんの里文化学習センター
傍聴:定員60名(予定)

●協議会は傍聴できます

合併協議会は公開を原則としています。開催場所により傍聴の定員が異なります。傍聴を希望される方は、午後1時から1時45分までに受付をしてください。

なお、希望者が予定人数を越えた場合は、1時45分までに受付された方を対象に抽選とさせていただきます。



●ホームページ開設のお知らせ

協議会の内容や協議会だより、1市4町のデータ、皆さんのご意見をいただくコーナー等を載せたホームページを開設しています。

<トップページ>



ホームページアドレス

<http://www.bcap.co.jp/higashiomigappei/index.asp>